

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>理念及び基本方針（支援倫理宣言）と職員の心得を定め、パンフレットやホームページで公表している。事業計画の中でも毎年、冒頭に明示して全職員に徹底すると共に新人職員には別途研修会で周知している。なお、玄関等に理念等を掲示するなど、来訪者等にも自らの養育姿勢を表明することを期待する。</p>		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	ⓐ ・b・c
<p><コメント>全国の関係施設研修会等の情報のほか、中部及び県児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会等の活動に参画し動向等を把握すると共に、社会的養護の潜在ニーズなども、県社会的養護推進会議への参加や地元関係市の要保護児童対策地域協議会実務者会議への参画などを通じて把握している。また、財務等に関しても定期的に会計事務所の助言を得る体制を整えるなど、常に施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。</p>		
③	Ⅰ—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	ⓐ ・b・c
<p><コメント>国が推進する社会的養護推進計画（家庭的養護への構造転換等）に基づき、施設の小規模化、地域分散化、高機能（家庭復帰や自立支援等に係る一層の専門化）・多機能（一時保護や地域家庭への相談支援等の取り組み）化を目指す「合掌苑将来構想」（社会的養護推</p>		

進実施計画) を取りまとめるなど、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント>「合掌苑将来構想」で年次計画(令和2年度から令和6年度)に基づく本体施設の全面改築やマンパワー確保等を含む、中・長期構想を策定している。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント>令和4年度の事業計画の冒頭で、「本体施設の構想」として施設内に構想計画準備委員会及び地域小規模準備委員会を立ち上げて、理事会等と連携しながら用地の確保、施設整備と資金計画並びに既存施設の改修等の検討のほか、整備後を視野に現行の運営全体の点検、見直しを図ることにしている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント>事業計画は前年度末に評価と見直しを経て一定職員の参画により策定している。令和4年度の事業計画では、施設整備のほか、①人材の確保と育成(新人職員研修、リーダー職員育成、専門職の機能強化)、②施設機能の強化(各種会議の開催、各種記録のパソコン処理による業務の効率化)、③コロナ感染症対策並びにメンタルヘルスを含む職員の健康管理の促進、④家族療法拠点の改修など具体的に示している。なお、計画(予算を含む)は法人役員会の承認を経て年度当初の職員会議で説明、周知している。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉠・c
<p><コメント>子どもには、日常の会話等の中で、行事等を中心に随時伝えている。また保護者に対しても行事開催等の案内を随時行っている。その他、毎年4月(春号)には広報誌「かやの実」で、新年度の各ホーム(グループケア)の生活目標や施設全体の方針、子どもたちの生活の様子、新人職員紹介などを特集して周知している。なお、子どもや保護者への周知については、年間の行事計画のほか、例えば、図書の実践や自転車置き場の改修等日々の生活の身近な事項を中心に説明又は簡潔な資料を施設内の広報担当職員等が中心になって企画、作成して提示、説明するなどの取り組みを期待する。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c

<p><コメント>職員会議、グループケア（GC）リーダー会議、グループ内スタッフ会議、個別処遇会議等を定期的に開催して処遇全般の進行管理にあたり、課題への対応やグループケア間の調整をするなど施設内の連携が確保されている。また、第三者評価を含む自己評価は担当者を決めて毎年実施しており、養育・支援の質の向上に向けた取り組みが組織的に行われ、機能している。</p>		
9	<p>I—4—（1）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント>各種会議や定期的な自己評価等を通じて、養育の現状や課題について検討する取り組みが行われている。最近では、外国人を保護者に持つ児童の中に無国籍の児童がおり、保護者と協力して国籍を取得した取り組みのほか、職員が主体となり「性教育」に関するプロジェクト委員会を立ち上げて取り組み計画の検討に着手するなど、計画的な改善策を順次実施している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p><コメント>分掌組織図で自らの業務の責任と具体的役割について明示すると共に、年度当初の職員会議でも事業計画の説明に併せて自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。その他、広報誌「かやの実」春号でも施設を代表して、施設の目指す方向を具体的に示すなど、自らの役割と責任について表明している。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント>行政等の通知や説明会のほか、全国、中部ブロック及び（県内児童養護施設等で組織する）児童福祉協議会や県社会福祉法人経営者協議会が実施する会議等に自ら出席して遵守すべき法令等の理解に努めると共に、会議の結果は職員会議等で全職員に周知するなど、遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。</p>		
<p>Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント>養育・支援の質の向上には常に意欲を持ち、職員面談を通じて意見の集約を図ると共に職員会議のほか、（グループケア）リーダー会議等にも参加し、養育状況の把握と対応等へのタイムリーな助言に努めるなど、その取り組みに指導力を発揮している。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント>会計の取りまとめ、業務の外部委託をはじめ、業務日誌や自立支援計画書、個別</p>		

ケース記録や職員間の連絡ツール等各種業務のパソコン対応（デジタル化）に取り組むと共に、新たに職員の出退勤等に係る労務管理もデジタル化するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮している。

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>事業計画で重点事業の一つに「人材確保、育成、定着」を掲げ、人材確保では①ホームページによる募集案内、②実習生の積極的な受け入れ、③大学等での就職説明会参加、④児童福祉協議会の人材対策等委員会との連携による対応等を、また育成と定着では①新人職員研修の開催とチューター制度による定着促進、②外部研修への参加、③リーダー職員の養成等具体的な計画が確立し、取り組みが実施されている。その他、各種加算職員（里親、家庭支援、個別対応、自立支援、心理療法等）の配置にも積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p>		
15	II—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント>年数回の職員面談を定例化して、職員の意見や希望、悩み、就労継続の可否等を把握すると共に、次年度の採用や異動、育成等に係る基礎資料を得る貴重な機会と捉えており、1回あたりの面談時間も1時間程度をかけるなど丁寧な面談による実情把握に努めている。なお、人事管理の前提となる「期待する職員像」の一層の明確化について、例えば他施設で取り組む事例の検討を含め、今後の取り組みを期待する。</p>		
II—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>職員面談のほか、メンタルヘルスチェックを制度化し本人へのフィードバックと就業状況の把握、並びに必要なに応じて就労への配慮等にも意を注いでいる。福利厚生面では社会福祉法人福利厚生センター並びに県民間社会福祉事業従事者共済会に加盟して各種福利厚生事業の活用機会を確保すると共に、別途旅行補助やインフルエンザ予防接種の現物給付を行うなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		
II—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>施設長との面談を通じて各職員の年度初めの目標設定と年度末の達成状況等を相互に確認している。また、新人職員についてはチューター制度を導入し各チューター（3人）から育成状況等の確認を行うなど、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。</p>		
18	II—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	Ⓐ・b・c

<p><コメント>年間の事業計画で施設内・外の研修の実施方針を明示している。また施設内に研修係（3人体制）を設け、研修計画の策定を含め教育・研修全体の企画運営を担当して実施している。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント>年間を通じて施設内外の教育・研修に多くの職員が参加する機会が確保されている。コロナ禍にあってリモート研修を取り入れるなど、新しい研修スタイルの導入も多様な研修機会の確保につながっていることが伺える。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント>実習生の受け入れについて、児童福祉協議会（人材対策等委員会）と各大学とで、各施設の実習生の割り振りを一元的に行い、その後各施設で個々の実習生との日程調整後に実習を行っている。平年ベースだと年間50人から60人程度（コロナ禍では30人から40人程度）の受け入れをするなど積極的な取組をしている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント>ホームページで理念等のほか事業計画、事業報告並びに予算、決算等が公開されている。また広報誌「かやの実」では、理念等のほか施設で行っている活動や将来ビジョン等を随時公表している。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント>苦情解決委員会（外部委員2名、職員2名）を設置し、苦情等の有無に関わらず定期的開催し、運営管理等に関する助言のほか意見交換を行っている。また会計事務所との業務委託契約に基づき経理等に係る助言を得るなど、適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント>コロナ禍において、地域の子ども会活動も制限されているが、交流の接点を探ろうとする働きかけは連綿と続けられており、その姿勢は大いに評価をされる。これまで、「キッズカーニバル」「移動動物園」「ワークショップ」など様々なイベントが計画・実行さ</p>		

<p>れてきた。また施設を開放し、地域の子どもたちを呼び寄せ、卓球やグランドサッカーなどが行われてきた。また時には、職員がプレーリーダー的な役割を果たすべく参加をし、鬼ごっこなどを楽しむことができたことは、この課題の範たる方向性を示唆していると考え。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>マニュアル作成等体制の整備に遅れは見られるが、受け入れはかなり積極的で、良い効果を生み出していると考え。主な活動としては、恒例となっている「たこ焼き」「流しソーメン」などがあり、学習塾講師による学習ボランティアも受け入れ、子どもたちの生活の向上に役立っている。</p>		
<p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>市、子ども相談センター、医療機関、学校等、必要な関係機関との連絡・連携は、怠りなく行われている。またその内容は職員会議で逐一報告され、全職員共有となるよう努めている。</p>		
<p>Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>苑長が参加をする要保護児童対策地域協議会を柱とし、地域ニーズの把握に努めている。ただ、苑主催の相談事業は過去に実施するも、地域での周知等の問題があり成果を得ていない。それでも地域への貢献意識は高く、今後が大いに期待される。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>公益事業と謳う組織的な取り組みはできていないが、施設を開放し、地域の子どもたちに遊びの場や遊具を提供し、見守り、プレーリーダー的な支援を行っている。今後はより多面的・組織的な取り組みが進むことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>子どもを尊重する基本姿勢は、本苑独自の「支援倫理宣言」で明示している。さらに職員研修の場において、グループワークによるテーマを決めた話し合いを行い、意識向上を図っている。こうした子どもを語るという場面創出、基本姿勢はとても大切であろうと考える。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	<p>a・㉒・c</p>

<p><コメント>現在の施設・設備の中で子どもたちのプライバシーを守る困難さは、留保しなければならぬかもしれない。しかし一方、この課題に対する掘り下げは、飽くことのない追及を維持していただきたいと思う。子どもたちに配布されている「合掌苑のくらし」の中にも「プライバシー」の項目は見受けられる。しかしそれは高校生向けだけであり、小・中学生向けへの在り方の検討をお願いしたい。さらには、今後施設の小規模化が進められるが、そうした状況での在り方も課題としていただきたいと考える。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント>苑長や家庭支援専門相談員が中心となり、必要な手立てが講じられている。一方、十分な理解を得るための努力はしているものの、完璧に至らないもどかしさがあると推察される。誠意と真摯な努力は評価しつつ、今後ともその努力を続けられることを期待したい。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント>必要な説明は適切に行われており、その実施は、ケース記録の中に記載されていることが確認できる。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・(b)・c
<p><コメント>退所時には担当者を中心に、必要な手続きをきちんとなすよう努めている。ただ、「引継ぎ文書」等は定めておらず、時に十分な状況に至っていない恐れもある。早急に取りまとめをお願いしたい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント>子どもとの面談が毎月行われ、その記録に基づき、要望実現の努力がなされている。一方、従来から行われている「茶話会」は、記録はないものの、子どもたちの本音が職員の心に留め置かれ、より良い環境作りに資するものとなっていると考える。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント>体制は整えられているが、十分に利用されているとは言い難い状況にある。それは、利用を促すための説明、とりわけ保護者への周知が徹底されていないことも一因であると考えられる。だが逆にまたそれ以上に、様々な課題を吸い上げる機能、職員の子どもに寄り添う姿勢が濃厚であることの証左であるといえる。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	(a)・b・c
<p><コメント>家庭支援専門相談員が窓口となり、様々な意見を集約する仕組みとなっている。一方子どもに寄り添う姿勢は、茶話会など様々な活動の様子から顕著で、適切に運営が行われていると認められる。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>マニュアル等の整備は十分ではないが、子どもに寄り添う気持ちが迅速な対応に拍車をかけ、良好な状態を維持していることが認められる。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p><コメント>危機的状況回避の努力がなされていることは十分確認できる。ただ、そうした努力が一瞬のうちに吹き飛ぶ事例は枚挙にいとまがない。ちょっとしたことと思われる内容も記録し、検証を行っていくことは肝要であろう。ヒヤリハットの記録は是非とも、早急にまた確実に行っていただきたい。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>マニュアルがあり、看護師を中心に適切な対応が行われている。ただ研修項目に感染症に関するものは見当たらない。別の会議の中で実施されているということであるが、コロナ禍において自他への認識を確実なものとするため、明確にしておくのが良いと考える。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉒・c
<p><コメント>文書および体制づくり、さらには備蓄等も含め整えられてきている。ただ、現在進行中の地域小規模ホーム化への移行に際し必要となる対応は、地域の状況が複雑であり、明確となっていない部分がある。早急な検討及び整備を期待する。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント>利用者支援については、個性・特性を鑑みての「自立支援計画書」に基づく支援とともに、標準的、誰に対しても行うべきごく当たり前の支援が、併せて必要であると考えられている。本苑においては、やや散乱的ではあるが、標準的な支援の在り方について述べられている。また職員間での共有のための周知は、職員会議や研修等で随時行われている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉒・c
<p><コメント>標準的な実施方法は、経験的価値として職員間で共有されていくが、時にそれが曲解された形で常態化すると思わぬ結果に導く事例も、昨今結構多く見受けられる。標準的な実施方法の文書化とともに、定期的見直しを行うことで、あり方がより適切なものになっていくことを一考願いたい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		

42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント>自立支援計画書作成に当たっては、主任が中心となり、担当者間の考え方の相違を修正しつつ進められている。アセスメントについては方法として確立されていないが、様々な記録、とりわけケース記録を土台に、各職員からの情報を取り入れ活かしている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>年3回、各リーダー、主任さらには苑長のチェックを受けながら、また子どもの意見を取り入れ、適切に見直しを行っている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント>ケース記録はパソコン内に収められており、また現在のところセキュリティの心配も確認されていない。職員間の共有は有効で、必要に応じて適切に利用されている。今後は記載方法の統一化に取り組んでいくとの意向であり、より適切で利便性の高い支援記録となることを期待したい。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント>情報管理責任者である主任が中心となり、管理万全となるよう体制構築に努めている。個人情報保護規程も適切に運用され、問題は生じていない。なお開示に応じることができるのは本人だけとなっている。そのことについての子どもや保護者への説明、また様々な状況を想定してのあり方等、適切な運用、開示方法についての検証をお願いしたい。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント>苑内研修に外部の講師を招き、子どもの権利擁護に関する出前講座を開催したり、初任者には苑の指導員が講師となって研修を行うなど、理解を深める取り組みが徹底されている。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c

<p><コメント>出前講座の受講、初任者研修の実施の他、権利擁護に関する小規模グループでの プチ研修の実施などで学習の機会を設けている。</p>		
<p>A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>子どもの写真はデータで管理し、子どもと寄り添えるよう心がけ、子どもからの 希望があれば、いつでも職員と一緒に振り替えることができるよう整理されている。苑を出 る際には、写真又はデータで渡す体制ができています。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期 発見に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>他施設で起こった事案を職員会で周知し、自苑での防止に役立てている。人権擁 護チェックリストを活用し、不適切な関わりがなかったか、定期的に振り返りを行っている。 子ども同士のいじめ等については、双方から話を聞き事実確認し指導している。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、 不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>家庭支援専門相談員、自立支援担当職員を配置し、入苑前・退苑後の支援を継続 的に行っている。苑で子どもが安定した生活を送れるように、家族構成等も考慮し、不安の 軽減に努め、移行期の支援が行われている。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができる ようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>自立支援専門職員を中心にリービングケア、アフターケアが行われている。就労 先、アパート等の住居先からの連絡など、トラブル発生時にも対応ができています。就職して 生活ができるまで、途切れることなく支援がなされている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動 をしっかり受け止めている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>子どもが表出する感情や言動の背景に何があるかを考え、職員間で共有しながら 子どもの支援に努めている。</p>		
A⑧	<p>A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>子どもの意思を尊重し、苑のルール作りを行っている。子どもの要求にもできる 限り対応できるようにしている。日常の生活の中で、子ども一人ひとりの基本的欲求が満た されるように子どもに寄り添った養育・支援が行われている。</p>		

A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの年齢や能力に応じて、自分でできる内容について自分自身で行えるよう支援し、見守りが行われている。個人面談、グループでの話し合いを定期的に行い、自分たちの生活について考える機会が与えられている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どものニーズに合わせた、玩具・遊具が用意され、子どもが遊びながら学ぶ環境の整備が行われている。外部ボランティアの力も借り、音楽とのふれあい、観劇、スポーツ観戦、キャンプそして職場見学等、それぞれの発達に応じた様々な学びや遊びの場が提供されている。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>苑での生活、社会生活を営む上でのルールを子どもと話し合い、日常的に伝え指導、支援に努めている。子供会や地域のクラブ活動等にも参加している。高校生からスマホの所持を認め、SNS等の知識について伝えている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント>本館施設では構造上の課題もあり、指導員等が火を自由に使えないため、食事時間の配慮や温かい食事の提供が困難な状況にあるが、食事の時間が子どもたちにとって楽しい時間となるよう、様々な工夫が行われている。小規模棟では子どもの嗜好等に配慮した食事の提供が行われている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>十分な衣類が確保され、衣替えや衣類の整理も定期的に行われている。また、子どもと一緒に買い物に行く機会を設け、服による自己表現ができるよう支援している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㉒・c
<p><コメント>トイレ・洗面所など、綺麗に整われ清潔感が保たれている。ただ、施設内の一部は老朽化が著しく、快適な住環境を保つには難しい状況にある。小規模棟建設が予定されており、新しい施設での住環境の整備に期待したい。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		

A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの健康管理は注意深く行われ、必要に応じた対応が柔軟にできている。看護師の配置により、予防接種、通院が計画的に行われ迅速な対応ができている。服薬管理も適正に行われている。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント>現在は、個別に子どもの言動に注意しながら指導にあたっている。苑内に研究会を立ち上げている。子どもたちへの学習会の開催等、今後の活動に期待したい。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>問題が発覚した場合は、リーダー会、全体職員会、担当者からの報告等で、絶えず職員間で共有し、子どもの支援にあたっている。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもと職員との関係も良く、子どもが様々な大人に対して話ができる環境づくりに取り組んでいる。子ども間での問題行動は職員で情報共有し、苑全体で対応に取り組んでいる。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>専任の心理士を配置し、心理的ケアが必要な子どもに対しては、担当の職員とも協力し、適切な対応が行われている。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>子どもの特性や思いに配慮し、学校とも連携し必要な学習支援が行われている。学習内容の難易度が高く、職員では対応が困難な中高生に対しては、非常勤で元塾講師を雇い入れる等指導にあたっている。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント>中学生のうちから、早めの個別懇談を年3回は行い、進路指導、相談に乗っている。学校の懇談には、親と一緒に参加するなど、きめの細かい支援が行われている。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c

<p><コメント>アルバイトや提携企業・介護施設での職場実習等、積極的に推奨しており、計画に基づいた自立支援の取り組みが行われている。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A⑳	<p>A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント>家庭支援専門相談員が中心となって保護者との窓口になり、学校行事への参加を促したり、施設や学校での様子を知らせるなど、また家族の相談に乗るなど、家族の継続的な関係作りに取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉑	<p>A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉒・b・c</p>
<p><コメント>家族療法事業を活用し、計画的に面会・外出を行い、家族関係の継続、修復等の取り組みが行われている。また、家庭訪問などから家庭状況の確認、把握に努めている。</p>		